

専門家による巡回相談を実施

町では、身体やこころなどを含めた生活全般の相談に対応する相談支援事業を、一般相談支援事業所「あいわの里」に委託して行っています。

福祉サービスの利用など生活全般の相談に、社会福祉士や臨床心理士を始めとした専門の相談員が対応します。予約は不要です。気軽にご利用ください。

○日時・場所

- ① 4月23日(火)
 - ・午前8時30分～10時 町保健福祉センター
 - ・午前10時30分～12時 平尾憩いの家
 - ・午後1時～3時 指江庁舎
- ② 5月14日(火)
 - ・午前9時～12時 獅子島アイランドセンター
 - ・午後1時～3時 獅子島島内巡回(要予約)
- ③ 5月28日(火)
 - ・午後1時～3時 川床コミュニティセンター

受付 午後2時～2時20分
講習 午後2時30分～

○対象

有効期限が1年2カ月以内に切れる免許証および失効した免許証

○当日持参

- ① 操縦免許証② 認印③ 料金
 - ④ 住民票(本籍記載のもの)
- ※住所記載の無い免状の場合または記載事項に変更がある場合

○料金・講習時間

- ・更新 9000円
- (1時間)
- ・失効 15000円
- (2時間20分)

※送料・写真代を含みます。
※写真は当日撮影します。
※できるだけ事前に予約してください。
※当日は、視力検査も実施します。

○問い合わせ先

入枝海事事務所
☎099(281)7753

障がい者などの自動車税の減免

県では、体の不自由なかなどが使用される自動車につ

④ 7月23日(火)

- ・午前8時30分～10時 町保健福祉センター
- ・午前10時30分～12時 平尾憩いの家
- ・午後1時～3時 指江庁舎

※以降の開催日程につきましては順次、広報などでお知らせします。

※自宅への訪問依頼や前述の相談以外での相談なども随時受け付けています。お問い合わせください。

○問い合わせ先

あいわの里相談支援センター
☎(75)2401
役場福祉事務所社会福祉係
☎(86)1146 [直通]

国民生活基礎調査を実施

国民生活基礎調査は保健、医療、福祉、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、今後の厚生労働行政の企画および立案のための基礎資料を得る重要な統計調査です。

調査票は世帯票と所得票の2種類があり、世帯票が6月6日(木)、所得票が7月11

いて、自動車税と自動車取得税の減免を行っています。

身体障害者手帳などの交付を受けているかたで、対象となる障害の範囲に該当すれば、減免となります。

減免上限額を超える差額については自己負担となります。詳しくは、問い合わせください。

○問い合わせ先

県地域振興局自動車税課
☎099(261)5611

春の地域安全運動

県、県警察などの関係機関・団体で構成する県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議では、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、5月11日(土)から20日(月)までの期間、春の地域安全運動を展開します。

地域で「あいさつ、声掛け」を実践して、犯罪の起きにくい雰囲気をつくりましょう。

○問い合わせ先

県くらし共生協働課
☎099(286)2111

日(木)を期日として実施されます。

事前に調査員が配布した調査票に記入していただき、後日調査員が回収に伺います。調査の趣旨および必要性を理解いただき、回答をよろしくお願ひします。

○問い合わせ先

北薩地域振興局保健福祉環境部
☎0996(23)3165
役場企画財政課広報統計係
☎(86)1134 [直通]

全国戦没者追悼式参列遺族の募集

全国戦没者追悼式への参列を希望される遺族のかたを募集します。

○期日 8月15日(木)
※前日からの団体行動になります。

○場所 日本武道館

(東京都千代田区)

○対象者

- ・戦没者の配偶者および三親等内の遺族
 - ・一般戦災死没者の配偶者および三親等内の遺族
- ※過去に参列したことがないかたを優先します。

※「次世代への継承」の観点から「18歳未満の遺族」についても募集します。

○申込期間
5月7日(火)～5月31日(金)
○募集人員 65人
※申し込み多数の場合は、選考となります。

○申込先

役場福祉事務所老人福祉係
○問い合わせ先
☎(86)1146 [直通]
県社会福祉課
☎099(286)2830

小型船舶免許更新・失効講習

小型船舶免許の更新・失効講習を開催します。

○日程 5月11日(土)

○場所・時間

- ・長島会場
町開発総合センター3階
大会議室
 - 受付 午前10時～10時20分
講習 午前10時30分～
 - ※長島会場は更新のみ
 - ・出水会場
出水市中央公民館学習室
- 1・2

町が設置した浄化槽が無償譲渡されます

平成24年度から施行された「長島町浄化槽事業に関する条例」により、町が管理している浄化槽のうち設置後10年を経過したものを個人などへ無償譲渡します。

譲渡後は、個人の管理になり、浄化槽の補修点検や清掃、水質検査は、個人で専門業者へ依頼していただくことになります。

平成31年度から無償譲渡を開始し、対象者には、順次連絡します。合併前に設置した浄化槽も対象となります。

譲渡までのイメージ

設置後10年を経過したもの	平成32年度から個人へ無償譲渡されます
設置後10年を経過していないもの	平成33年度から個人へ無償譲渡されます

※平成23年度設置分は、平成33年度から個人へ無償譲渡

○問い合わせ先 役場水道課下水道係 ☎(88)5664 [直通]